

諮問番号：平成30年度諮問第2号

答申番号：平成30年度答申第2号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

請求人は、本件保険金を本件自動車の残債の弁済に充てたため費消しており、一人で子育てを行っていることから、原処分による返還は困難であり、原処分は違法又は不当であるとしているものと解される。

#### 2 処分庁の主張の要旨

請求人の本件保険金の受領に伴う平成29年10月分保護費の過支給額は、生活保護法第63条による返還金の対象となり、返還金から控除すべき事情も認められないから、原処分は適法である。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、生活保護法及び同法の保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法、不当な点は認められない。

2 審査請求人は、本件保険金を本件自動車の残債の弁済に充てたため費消しており、一人で子育てを行っていることから、原処分による返還は困難であり、原処分は取り消されるべきであると主張する。

しかしながら、生活保護法第63条の返還は、保護基準上原則として保護費の全額とし、被保護者の自立更生を著しく阻害する場合にこれを控除する取扱いとされており、かつ、保護開始前の債務の弁済のために充てられた額は返還額から控除することはできないとされているから、本件自動車の借金の返済に充てたことを理由として原処分による返還が困難であるという請求人の主張は採用することができない。

また、被保護者の資力が換金された場合、当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とするべきとされているところ、処分庁は本件保険金について保護の処理基準に定める額及び必要経費の実費を控除しており、そのほかに控除すべき金額があると認められる特段の事情は認められないから、原処分に係る処分庁の判断に違法又は不当な点を認めることはできない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

平成30年4月19日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月24日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

生活保護法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護費を支給した都道府県又は市町村に対し、速やかに、その受けた保護金品に相当する額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定する。

その趣旨は、本来資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものにほかならない。

また、保護の決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、こうした基準によれば、被保護者が保険金を受領した際には、当該保険金から必要経費及び収入認定しないこととされている額8,000円を控除した金額が生活保護法第63条による返還対象となるものの、被保護者の自立更生のためのやむを得ない費用については、要返還額から控除して差し支えないとされている。

そこで、本件についてみると、処分庁は、処理基準に従い、本件保険金13万5,000円に対し、診断書料の必要経費5,400円と収入認定しない額8,000円を控除した12万1,600円を審査請求人の収入と認定し、これにより生じた過支給額の返還を求めているものと認められる。そして、本件の事実関係からは、他に自立更生の費用として控除すべきものがある特段の事情はうかがわれないから、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点があるということとはできない。

審査請求人は、本件保険金を本件自動車の残債の弁済に充てたため費消しており、一人で子育てを行っていることを理由に、返還は困難と主張するが、保護受給中に受領した保険金が生活保護法第63条による返還の対象となるのは制度上当然に予定されていることから、かかる主張を採用することはできない。

したがって、原処分には違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員(会長) 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美